

帯広市まちづくり基本条例適合状況等
について（原案）

令和8年8月

帯 広 市

1 はじめに

帯広市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）は、豊かな地域社会の実現に向け市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定めたものです。

基本条例では、条例の施行から5年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、各条項等の適合状況等の検討を行うことを規定しています。

今年度は、前回の検討（令和3年度）から5年目を迎えることから、4回目となる適合状況等の検討を行うものです。

検討にあたっては、i) 社会経済情勢などの変化に対して各条項が適合しているか、ii) 各条項の趣旨に沿った市の施策、取り組みが継続されているか、といった2つの視点から点検を行いました。

その結果（原案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様よりご意見をいただくものです。

2 各条項の適合状況の検討

(1) 総則、権利及び責務

① 基本条例の関係条項

(目的)

第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(2) 市 長その他の執行機関をいう

(条例の位置付け)

第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。

4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市長の責務)

第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化しています。

こうした中、豊かな地域社会を実現していくには、帯広市に通勤・通学している人も含め、市民や事業者などの多様な主体の知恵や力を活かし、協働のまちづくりを推進する必要があります。

⇒各条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○基本条例に関わる市の取り組み状況などを市ホームページに掲載し、市民との情報共有を行いました。

○多様な主体と連携したまちづくりや安定的な行政サービスの提供に向けて、市職員に対して基本条例の理念の理解促進をはかる研修を実施したほか、人材そだち評価制度や資格取得助成制度など、様々な手法を通して、職務の遂行に必要な能力の向上に取り組みました。

⇒各条項の趣旨に沿った市の取り組みが継続されています。

<条文改正の必要性>

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

○引き続き、基本条例の理念の浸透をはかるため、多様な主体の参画によるまちづくりの重要性や、基本条例に基づく取り組み状況などについて、市ホームページを活用した周知を行います。

○帯広市人材育成基本方針に基づき、限られた人材で、専門的な知識及び能力を発揮し、効率的かつ効果的に組織運営を行うため、研修機会の充実、人事評価が処遇に反映される仕組みなど、様々な取り組みを通じた市職員の人材育成を進めます。

(2) 参加機会の充実

① 基本条例の関係条項

(参加機会の充実)

第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、ライフスタイルや労働環境が変化し、まちの未来を自分ごととして考える意識の希薄化が懸念される中、市民一人ひとりがまちづくりに参加する機会の確保が必要です。

⇒条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○市民生活に影響する重要な計画の策定や条例制定などにおいて、幅広く市民の意見を聴くため、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の手法による意見聴取を実施したほか、効果的な手法を組織内で共有しました。

○令和4年4月より委員の公募要件を18歳以上とした改正指針を周知し、女性や青年層の委員登用に取り組むとともに、各附属機関等の委員の登用状況について組織内で共有しました。

⇒条項の趣旨に沿った市の施策、取り組みが継続されています。

<条文改正の必要性>

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

○「市民意見聴取推進の基本的事項」に基づき、引き続き、市職員の市民意見を聴く取り組みへの理解を促すほか、庁内で取り組み状況を共有しながら、意見を聴く機会の充実をはかります。

○広報紙や市ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、幅広い世代の多くの市民がまちづくりに参加できるよう、引き続き効果的な周知に取り組めます。

○オンラインでのアンケートの実施など、時代に即した意見聴取に取り組むほか、こどもや若者を含めた幅広い世代のまちづくりに関心につなげる仕組みづくりについて検討を進めます。

(3) 協働の推進、コミュニティ活動

① 基本条例の関係条項

(協働の推進)

第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。

2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。

3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(コミュニティ活動)

第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。

2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○少子高齢化の進行や住環境の変化などにより、町内会等における担い手不足や身近な人とのつながりの希薄化が進む中、市民と市がそれぞれの役割を担いながら、多様化・複雑化する地域課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めていく必要があります。

⇒各条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○市民提案型協働のまちづくり支援事業について、幅広い世代の活動を支援するため、応募数の少ない若年層が関わる団体の増加に向け、様々なメディアを活用した事業周知を積極的に行いました。

○市民協働ポータルサイトを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信しました。

○令和7年3月に「持続可能な町内会活動の推進に向けた取り組み方針」を策定し、防犯灯の維持管理や広報紙の配布を市で行うなどの町内会の負担軽減に向けた取り組みを進めました。

⇒条項の趣旨に沿った市の施策、取り組みが継続されています。

＜条文改正の必要性＞

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

- 市民主体によるまちづくりの取り組みへの支援のほか、市民活動団体の様々な取り組みの効果的な周知などを通し、市民のまちづくりへの参加を促進します。
- 地域コミュニティの維持に向け、引き続き、町内会の役割・重要性の啓発や町内会の負担軽減に取り組みます。
- 町内会を地域コミュニティの基盤としながら、地域課題や活動内容に応じて、地域住民のほか、企業など多様な主体が地域活動に参画する仕組みについて検討を進めます。

(4) パブリックコメント制度

① 基本条例の関係条項

(パブリックコメント制度)

第 10 条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○市民ニーズが多様化する一方で、自治体財政は一層厳しさを増してきており、市民の様々な意見を踏まえ、透明性・公正性を確保しながら政策形成をはかっていく必要性が高まっています。パブリックコメント制度は、すべての市民が直接、意見を述べることができる機会であるとともに、市が説明責任を果たすための有効な制度であり、引き続き運用していく必要があります。

⇒条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○市の基本的な計画等や市政に関する基本方針を定めた条例等の策定・制定等において、市民意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

○パブリックコメントの実施にあたっては、より多くの市民への周知をはかるため、広報おびひろや市ホームページへのバナー設置、市公式LINEなどでの周知を行ったほか、案件に関連する団体への直接的な周知も行いました。

⇒条項の趣旨に沿った市の取り組みが継続されています。

<条文改正の必要性>

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

○パブリックコメント制度について、引き続き、広報紙や市ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用するほか、広聴機会などを通じた効果的な周知に取り組みます。

○計画策定時などにおいて、ワークショップやアンケートを行い、実施案件自体への関心を高める取り組みを進めます。

(5) 住民投票

① 基本条例の関係条項

(住民投票)

第 11 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○住民投票制度は、市政の重要事項について、市民の意思を直接確認する間接民主主義を補完する制度であり、多くの自治体の基本条例においても規定されています。

案件ごとに投票者の資格要件や投票方法などを適切に設定する必要があることから、個別に条例を定めて行う現行の制度が望ましいと考えられます。

⇒条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行いました。

⇒条項の趣旨に沿った市の取り組みが継続されています。

<条文改正の必要性>

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

○引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行います。

(6) 情報共有

① 基本条例の関係条項

(情報提供)

第 12 条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。

(情報公開)

第 13 条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(説明責任)

第 14 条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。

(財政運営) (抜粋)

第 16 条

3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○市の政策や市民生活に関するサービスは多岐に渡っており、市民へのわかりやすい説明や適時適切な情報共有が求められています。また、デジタル技術の急速な進展に伴い、AI や SNS の活用など、情報収集の手法が多様化しており、様々な媒体を用いて、市民が取得しやすい情報発信を行う必要があります。

⇒各条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○情報の適時性やターゲット層に合わせて、広報紙のほか、市ホームページやSNS、動画などのデジタル媒体を使用した情報発信を行いました。また、配布率が低下していた広報紙の全戸配布を行いました。

○市ホームページの操作方法等に関わる研修の実施など、職員が分かりやすい情報発信について学ぶ機会を提供し、市職員の能力向上に取り組みました。

○市公式LINEにおいて、ヒグマ出没情報などの緊急・警戒情報のほか、子育て情報やイベント情報など、カテゴリごとの情報発信を行いました。

○帯広市情報公開条例等に基づき、公文書の開示等を通じた情報の公開を行いました。

○市における財政状況、並びに予算及び決算の内容について市民にわかりやすく伝えるため、「帯広市の台所事情」を作成し、公表しました。

⇒条項の趣旨に沿った市の施策、取り組みが継続されています。

＜条文改正の必要性＞

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

- 市民生活やまちづくりに関して、わかりやすい情報発信につなげるため、市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修等の実施により、引き続き市職員の知識習得や能力向上に努めます。
- 市民一人ひとりに必要な情報が届くよう、市ホームページやSNSといった各媒体の長所を活かした情報発信のあり方について、引き続き検討を進めます。

(7) 行政運営、条例の見直し等

① 基本条例の関係条項

(総合計画)

第 15 条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。

4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。

(財政運営)

第 16 条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

(行政評価)

第 17 条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。

2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。

(組織及び機構)

第 18 条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。

(行政手続)

第 19 条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。

(個人情報保護)

第 20 条 市は、個人の権利利益を保護するため、法令又は別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(出資団体等)

第 21 条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。

(危機管理)

第 22 条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。

(国・道及び他の自治体との関係)

第 23 条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。

(条例の見直し)

第 24 条 市は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。

2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。

② 適合状況等の検討

i) 社会経済情勢などの変化

○人口減少に伴う税収の減少や労働力不足、社会保障費などの義務的経費の増加、公共施設の老朽化など、財政面や人材面での様々な影響が懸念される中、市民ニーズや財政状況を見極めながら、効果的かつ効率的で持続可能な行政運営を進めていく必要があります。

○気候変動などに伴い、全国的に大規模な災害が発生している中、自助・共助・公助による地域防災力を高めるほか、国や道、他自治体との連携を進めていく必要があります。

⇒各条項の必要性に変わりはありません。

ii) これまでの主な取り組み

○総合計画の各施策の目指す姿の実現に向け、PDCAサイクルのもと、「施策」及び「事務事業」の評価検証を行い、市ホームページへの公表や市施設に配置し市民への周知をはかったほか、次年度の予算編成における指標として活用しました。

○市における財政状況、並びに予算及び決算の内容について市民にわかりやすく伝えるため、「帯広市の台所事情」を作成し、公表しました。

○組織内でのデジタル技術のさらなる活用を目指し、DX推進員等の育成に向けた研修を実施したほか、グループウェアに付属する簡易決裁機能の活用など、ICTの活用を進めました。

○地域防災訓練や町内会等への出前講座を実施し、幅広い世代への防災・減災の普及啓発等を行いました。

○甚大な被害を回避する災害に強いまちづくりの実現に向けて、国や北海道の計画と調和をはかりつつ、本市の災害リスクや地域特性等を踏まえ、「帯広市強靱化計画」の見直しを行いました。

⇒条項の趣旨に沿った市の施策、取り組みが継続されています。

＜条文改正の必要性＞

条文は適当であり、改正の必要はありません。

③ 今後の推進の考え方

○第七期帯広市総合計画を効果的かつ効率的に推進するため、引き続き各施策等の進捗状況などについて、毎年度評価を行い、予算編成の参考にするとともに、市ホームページ等で公表します。

○多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市職員の知識や能力の向上・発揮に努め、行政運営の質を高めます。

○限られた財源の中で効果的かつ効率的な行政運営をはかるため、既存の業務について必要に応じた見直しを行い、ICTの活用、業務の標準化・省力化、民間活力の活用などを引き続き推進します。

○防災訓練や防災出前講座による幅広い世代への防災・減災の普及啓発等をはかるほか、関係機関等と連携し、自主防災組織の育成などに取り組みます。

参考資料

【市民意見聴取の実施件数（第7条関係）】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
アンケート	1件	3件	3件	4件	2件
パブリックコメント	2件	5件	9件	12件	5件
意見交換会	3件	5件	3件	3件	1件
附属機関等	1件	2件	6件	9件	4件
その他	1件	0件	7件	2件	0件
合計	8件	15件	28件	30件	12件

【パブリックコメント制度の実施結果（第10条関係）】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施件数	2件	5件	9件	12件	5件
意見提出数	5件	55件	53件	79件	83件

【情報公開制度の利用状況（第13条関係）】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
請求件数	55件	97件	77件	53件	96件